



山形県公報

平成17年7月1日(金)

号 外 (40)

目 次

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則..... 1

山形県人事委員会規則 6 - 2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則..... 2

山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則..... 5

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年7月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

別表第14のイの表中

余目警察署 立谷沢警察官駐在所		を
庄内警察署 立谷沢警察官駐在所		に改める。

別表第15のイの表中

立川町立立谷沢小学校		を
庄内町立立谷沢小学校		に改める。

別表第18の表中

東田川郡立川町大字清川字花崎 1 東田川郡立川町大字肝煎字福地山本65	立川町立清川小学校 立川町立立谷沢小学校	を
東田川郡庄内町清川字花崎 1 - 1 東田川郡庄内町肝煎字福地山本72 - 1	庄内町立清川小学校 庄内町立立谷沢小学校	に、
東田川郡立川町大字肝煎字家ノ前14 - 1	余目警察署立谷沢警察官駐在所	を

東田川郡庄内町肝煎字家ノ前14 - 1

庄内警察署立谷沢警察官駐在所 に改める。

附 則

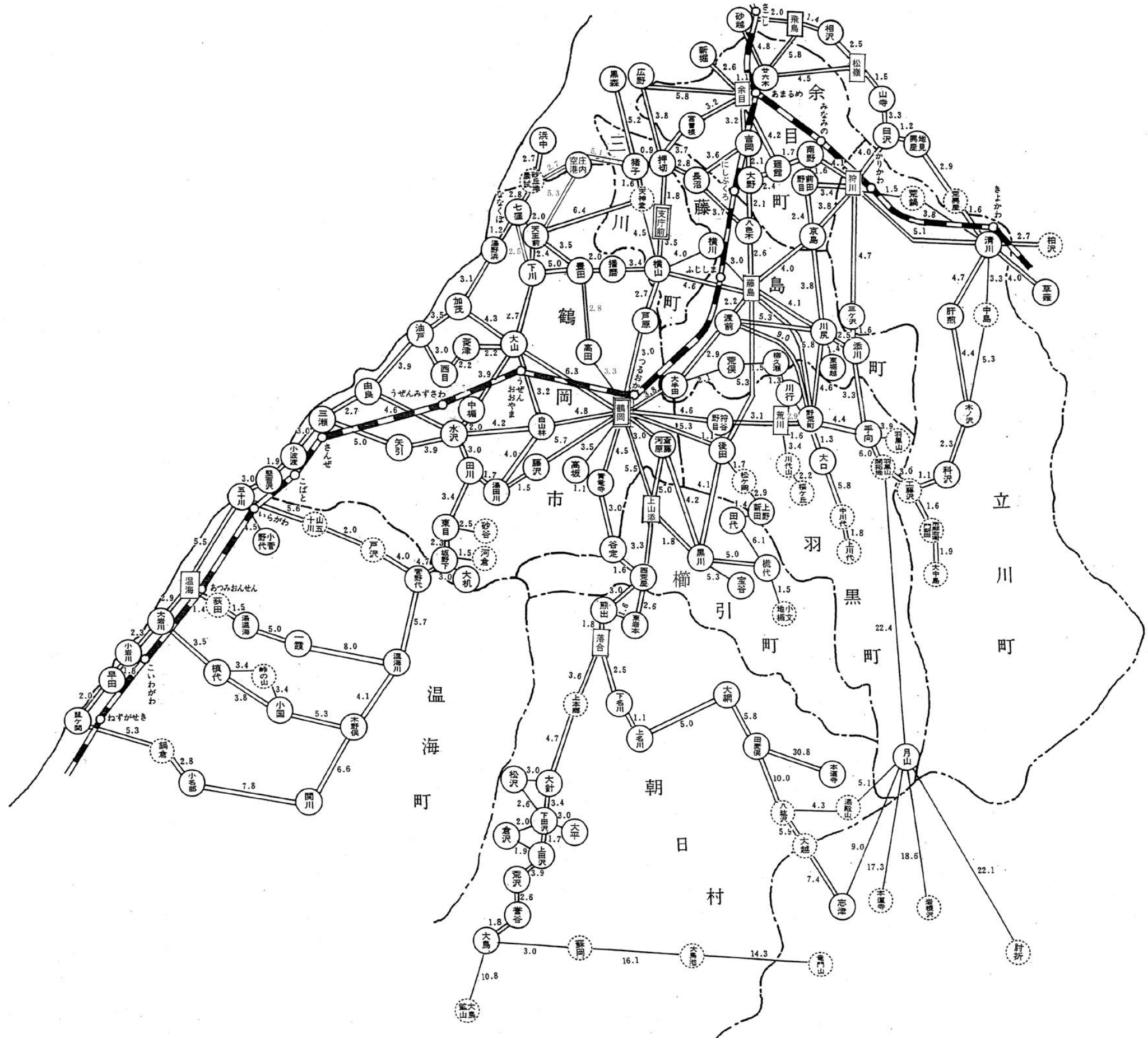
この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 6 - 2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

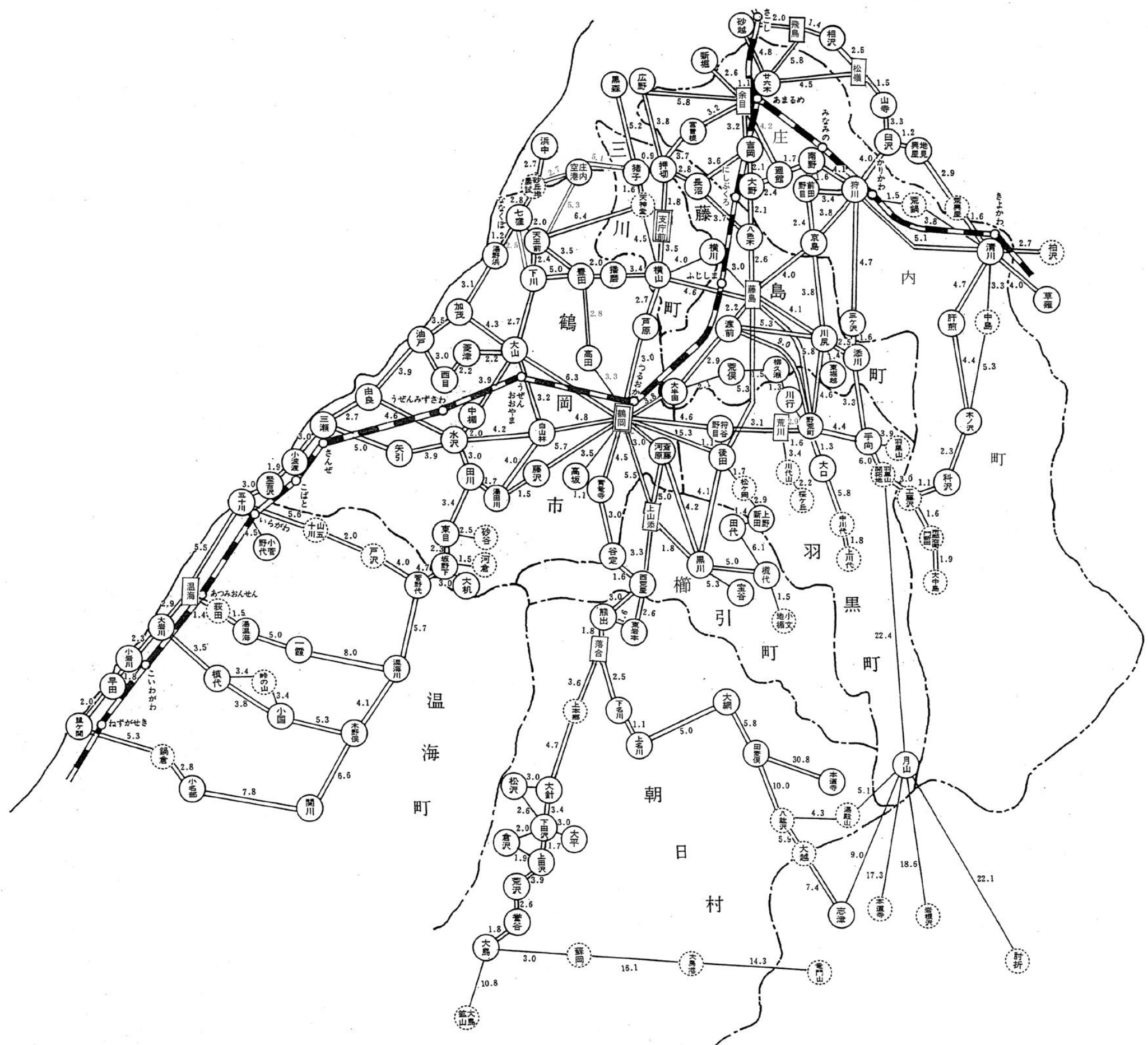
平成17年7月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

別表第2中



を



に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

山形県人事委員会
委員長 古澤 茂 堂

別表第1 中立川町の項及び余目町の項を削り、

三 川 町	議 会 事 務 局	事務局長	を
	町 長 部 局	課長	
	教 育 委 員 会 事 務 局	教育長、教育次長	
	農 業 委 員 会 事 務 局	事務局長	

三 川 町	議 会 事 務 局	事務局長
	町 長 部 局	課長
	教 育 委 員 会 事 務 局	教育長、教育次長
	農 業 委 員 会 事 務 局	事務局長

に改める。

庄 内 町	町 長 部 局	課長
	教 育 委 員 会 事 務 局	教育長、課長
	議 会 事 務 局	事務局長
	農 業 委 員 会 事 務 局	事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年7月1日印刷
平成17年7月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056